

安全報告書

2019 年度版



運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 安全方針と基本方針・重点施策

京都バス株式会社は、輸送の安全の確保と更なる安全の向上を図るため、全役員及び全従業員が一丸となって取り組んでおり、安全方針および基本方針と重点施策を次のとおり定めております。

安 全 方 針

- ・ 私たちは、安全最優先の原則の下、全力で輸送の安全確保に努め、お客さまに安全・安心・快適輸送をお届けします。
- ・ 私たちは、輸送の安全に関する法令を遵守し、厳正・忠実・誠実に職務を遂行します。
- ・ 私たちは、輸送の安全管理体制を適正に運用するとともに、不断のレベルアップを図ります。

当社役職員がもう一度初心に立ち返り、より誠実に業務を遂行するとの決意を込め、2019年7月1日に安全方針を改定しました。

輸送の安全に関する基本方針と重点施策

(1) 輸送の安全に関する基本方針

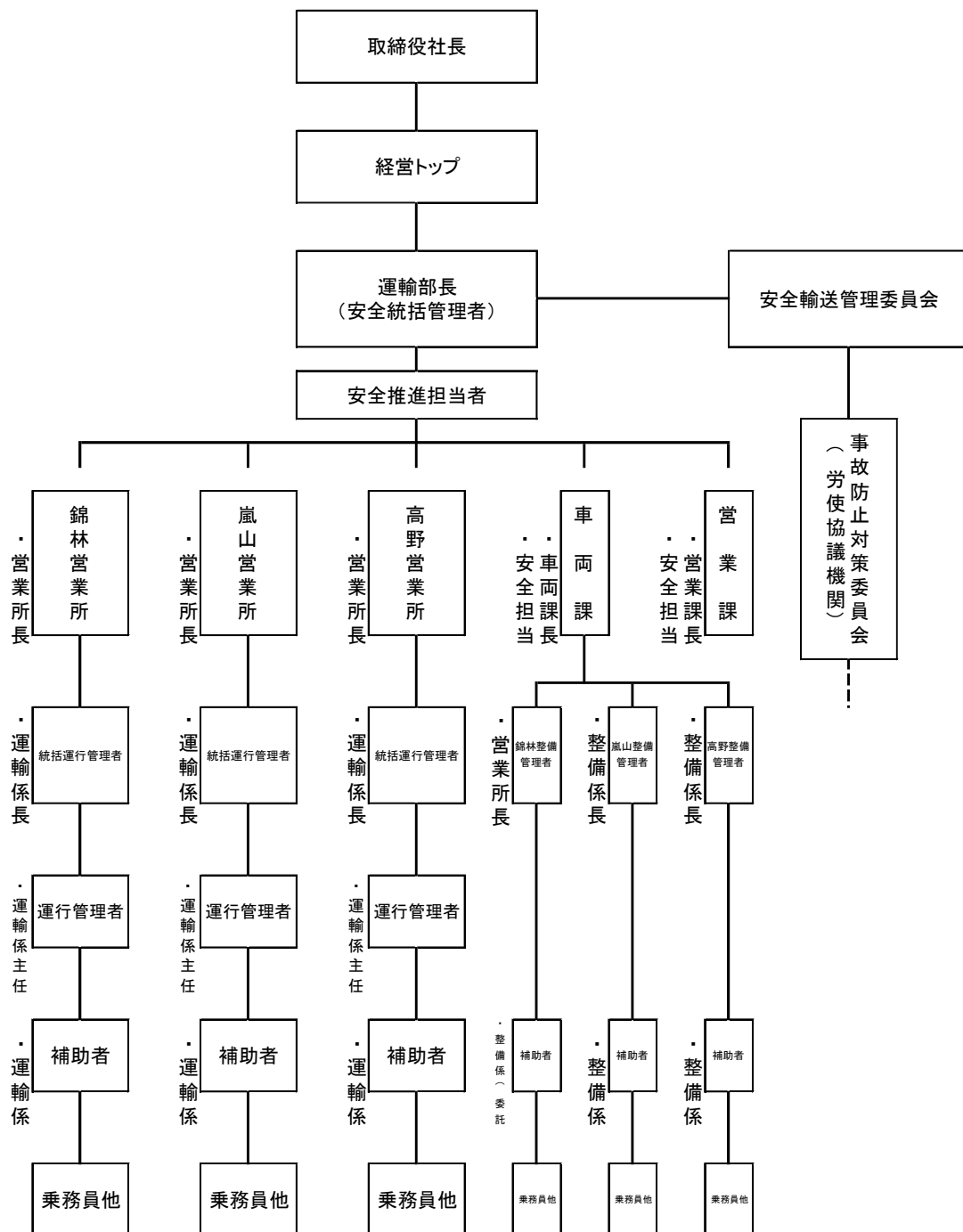
- ① 取締役社長は、「お客さまの安全・安心・快適輸送を確実に推進し、公共交通の使命を果たす。」ことが事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全役職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ② 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全役職員が絶えず輸送の安全性の向上に努め、公共交通の使命を果たして参ります。また、輸送の安全に関する情報については、適切に公表します。

(2) 輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程等社内規程に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する教育および研修の計画を作成し、これらを適確に実施します。
- ③ 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に実施します。
- ④ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ⑤ 輸送の安全に関する情報伝達・共有等、社内横断的なコミュニケーションを図ります。
- ⑥ 輸送の安全に関し、グループ企業並びに管理の受委託事業者と密接に協力し、一丸となって安全性向上に努めます。
- ⑦ 飲酒運転防止および違法薬物に対する教育、指導を徹底します。

2. 輸送の安全を確保するための管理体制

輸送の安全に関する組織体制(運輸部門関係)

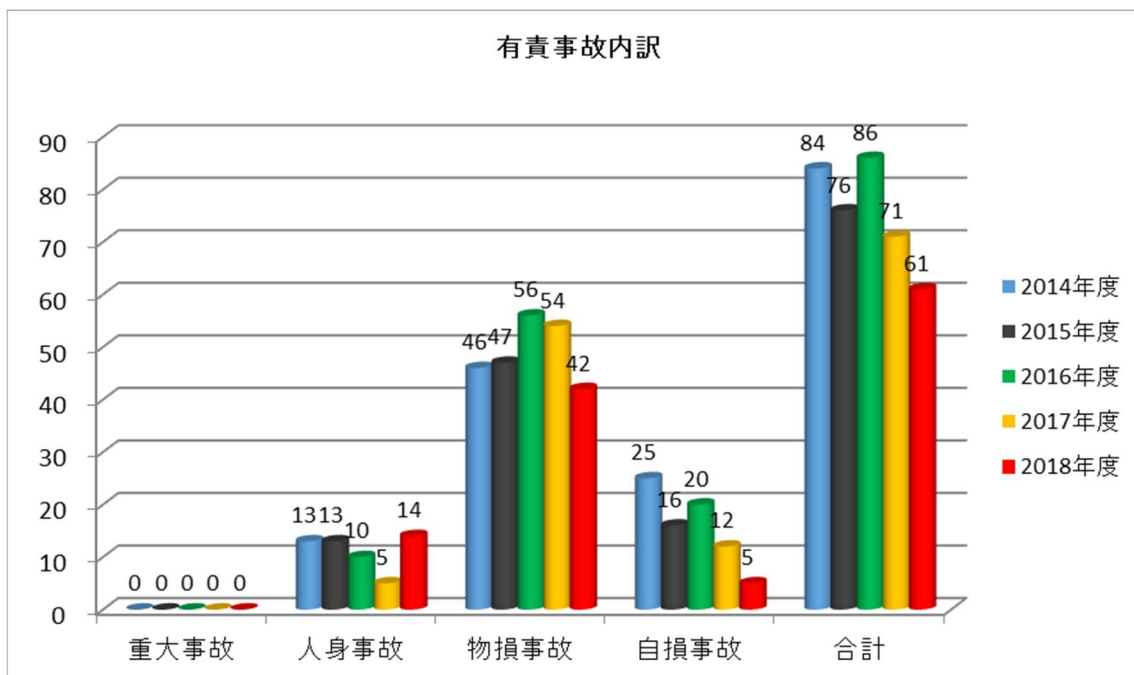


3. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

2018 年度の輸送の安全に関する目標および達成状況は下記のとおりです。

(1) 事故削減目標

項 目	削 減 目 標	達成状況	対前年比
人身重大事故件数	皆 無	達 成	0 件
有責事故の減少	66 件以下	達 成	▲10 件



(2) その他

項 目	削 減 目 標	達 成 状 況	対前年比
飲酒・酒気帯び運転	皆 無	達 成	0 件
運行不能となる車両故障	皆 無	3 件超過	3 件

2019 年度の輸送の安全に関する目標

項 目	削 減 目 標
人身重大事故件数	皆 無
有責事故の減少	63 件以下
飲酒・酒気帯び運転	皆 無
運行不能となる車両故障	皆 無

2018 年度運輸安全マネジメント目標に対する達成状況について

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 取締役社長は、「お客さまの安全、安心輸送を確実に推進し、公共交通の使命を果たす。」ことが事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいりました。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全役職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底しました。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全役職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努め、公共交通の使命を果たしてまいりました。

2. 輸送の安全に関する重点施策の取り組み

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程等に定められた事項を遵守するよう厳格な管理体制としました。
- (2) 輸送の安全に関する教育および研修について、本社で定期的に各種運転士教育・研修等を実施し、特に入社経験の浅い運転士の研修内容の見直しを行いました。
- (3) 社屋老朽化による新築建替工事及び従業員の処遇改善や運転士の教育費用をはじめ、ハイブリッド車の継続的導入等新型車両への代替促進のほか、後退事故防止の支援装置の取付など輸送の安全に関する投資や支出について積極的かつ効率的に実施しました。
- (4) 輸送の安全に関する内部監査について、経営トップ及び安全統括管理者に対する内部監査の実施、三営業所を対象とした運行管理業務に係る業務監査を実施するとともに、必要な是正措置を講じました。
- (5) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社員教育を通じ情報連携の体制強化を図りました。
- (6) 外部研修施設で運転者向けの安全研修の受講、また消防署と連携した消防訓練や救命講習を受講するなど事故防止対策を積極的に推進しました。

3. 輸送の安全に関する重点目標と実績

- (1) 事故削減目標に対する実績について、国土交通省令自動車事故報告規則第2条に規定する重傷以上を生じる人身有責事故は皆無でした。
有責事故の件数は66件以下を目指し取り組んだ結果、対前年度10件減の61件となり目標を下回ることができました。更なる削減に向け引き続き原因究明と再発防止策を講じ事故防止に取り組んでまいります。
- (2) 飲酒運転の発生防止について厳正なアルコールチェックにより飲酒運転事案を未然に防止しました。
- (3) 全従業員を対象とした安全輸送大会、事務・整備職対象の研修会を毎年開催する等、社員教育の充実を図りました。
- (4) ヒヤリ・ハット情報に基づく事故防止対策、ドライブレコーダー映像を活用したケーススタディを社内研修会で取り入れ運転士の教育に有効に活用しました。
- (5) 緊急事態発生を想定した訓練を定期的実施し、緊急連絡体制の機能を確認しました。
- (6) 整備不良が起因となる車両故障は皆無であるが、運行不能となる車両故障は3件発生し目標未達成となりました。

4. 輸送の安全のために講じた措置

(1) 日常の運行管理の徹底

経営トップ・安全統括管理者による点呼立会い

- ・春の交通安全運動期間 (2018年4月6日・9日実施)
- ・夏の交通事故防止府民運動期間 (2018年7月23日・24日実施)
- ・秋の交通安全運動期間 (2018年9月21日・25日実施)
- ・年末・年始安全総点検期間 (2018年12月3日・4日実施)



経営トップ・安全統括管理者による点呼視察

(2) 交通安全運動期間中、安全輸送管理委員会構成員による街頭安全啓発活動調査の実施と整備管理者による日常点検の立会指導

- ・春の交通安全運動期間 (2018年4月14日実施)
- ・夏の交通事故防止府民運動期間 (2018年7月27日実施)
- ・秋の交通安全運動期間 (2018年9月28日実施)
- ・年末・年始安全総点検期間 (2018年12月18日実施)



安全輸送管理委員による街頭安全啓発活動と拠点調査



整備管理者の日常点検立会指導

(3) 警察署との交通安全啓発活動や地域支援センターの認知症サポーター講座などに積極的に参加



警察の交通安全教室に協力



警察との交通安全運動の啓発活動



認知症サポーター講座

(4) 社内無事故表彰と授与式の開催

無事故運転者を対象に社長および運輸部長からの表彰授与式を実施しました。

社長表彰 26 名

部長表彰 120 名



社内無事故表彰授与式

(5) 情報の共有化による本社と営業所間の連絡体制の確立

- ・ 安全輸送管理委員会開催 (12 回実施)
- ・ 業務改善連絡会議開催 (11 回実施)
- ・ 事故審議委員会及び事故防止対策委員会開催 (4 回実施)
- ・ 三営業所所長会開催 (7 回実施)
- ・ 整備管理者会議開催 (3 回実施)
- ・ 安全統括管理者による営業所滞在巡視活動 (36 回実施)

(6) 輸送の安全に関する投資と費用の支出

- ・ 本社・嵐山営業所の社屋建替工事を施工し、仮眠・休憩施設や女性職員専用施設の充実をはかり、労働環境を改善しました。
- ・ 運転士の確保に向けた採用促進と離職防止をはかるため雇用の処遇改善を実施しました。
- ・ 環境性能・省エネ効果の高いハイブリッドバスを継続的に導入し新車への代替を促進しました。
- ・ 視野角拡大による安全性向上をはかるためアンダーミラーの増設車を拡充しました。
- ・ 後退事故防止支援装置としてバックソナーを新型車に採用しました。
- ・ 適性診断の自社展開及び、安全運転指導の積極活用のためナスバネット適性診断システムを導入しました。

2018 年度の実施項目（投資・費用）

項 目	費用・投資額 (万円)	備 考
教育・研修	156	安全輸送大会 運行管理者・整備管理者・事務職研修会 指導運転士研修・整備主任研修 適性診断受診 交通サポートマネージャー研修 飲酒運転インストラクター養成講座 国土交通省認定セミナー クレフィール湖東安全運転研修 ナスバネット診断システム導入 ヒヤリハット事例集・事故防止啓発カード
社内表彰	119	社内無事故表彰
健康保全対策	253	定期健康診断、インフルエンザ予防接種補助 S A S 簡易検査、ストレスチェック
施設・設備改良工事 (安全対策)	144	非常時の本社防災備蓄品の調達
車両代替更新	11, 000	ハイブリッド車等 5両代替
車両安全対策工事	86	バックソナー増設 アンダーミラーの増設 乗合バスのベビーカー乗車対応
車両整備工事	45	乗車定員増員工事等



ハイブリッド車2両導入



ナスバネット診断システム導入



バス後部バンパーにバックソナー取付

(7) ヒヤリハット情報を展開し情報の共有を図る
(ハザードマップの営業所掲出とヒヤリハット事例集の作成)



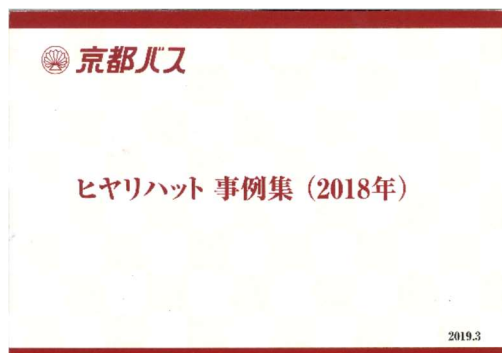
(高野営業所)



(錦林営業所)



(嵐山営業所)



高野	場所：長代南橋東行バス停手前		車種：自家用車	事例
	交差点より東行する長代南橋東行交差点の手前側から来た際、左方から自家用車が減速せず左折進行しようとしたため、追いつきで衝突した。			
	8月	道路状況：片側一車線の交差点		高野
	17:50	原因：自家用車の無理な進行		
	高野	違反を控えよう一層注意		
嵐山	ポイント 優先道路を走行していても無理に進行しようとする自家用車の動向に注意し、防衛運転に徹する。			
				
錦林				

ヒヤリハット事例集

(8) 安全管理体制の充実・強化

当社は、近畿貸切バス適正化センターによる巡回指導を受けました。
その結果、改善を要する指導事項はありませんでした。

(2018年9月20日実施)

5. 輸送の安全に関する教育および訓練の実施

(1) 安全に関する教育・研修

- ・全従業員を対象にした安全輸送大会を実施

(2019年2月11日～16日)

263名



安全輸送大会の実施

・ 社長による運転士の個人面談を実施	14 名
・ 安全統括管理者による運転士の個人面談を実施	24 名
・ 営業所長が運転士対象に個人面談を実施	のべ 337 名
・ 特定・貸切選任運転士研修	14 名
・ 国土交通省告示の「指導及び監督の指針」に沿った 安全教育の実施	全運転士
・ 事故惹起者教育および特別教育の実施	11 名
・ 管理職員による集中拠点指導の実施	
・ 入社後のフォローアップ研修を実施	単独乗務後研修 12 名
	6 ヶ月研修 7 名
	1 ヶ年研修 13 名
	2 ヶ年研修 19 名



構内教習施設を活用した実技指導

- ・ 指導運転士対象の研修会を実施

(2019 年 3 月 27 日)



指導運転士対象研修会

- ・ 事故やヒヤリハットのドライブレコーダー映像を活用した指導教育



ドラレコ映像を活用した指導教育



事故防止委員会

- ・ 運行管理者・整備管理者・事務職を対象とした業務研修会開催 58 名
(2018 年 6 月 4 日・5 日)



運行管理者・整備管理者・事務職対象業務研修会

- ・ バス協会主催のエコドライブ研修会に参加 3 名
(2018 年 12 月 14 日)

(2) 輸送の安全に関する訓練の実施

- ・ 重大事故対応訓練の実施
(2018 年 10 月 15 日)
- ・ 「大規模災害基本対応マニュアル」の連絡通報体制訓練を実施
(2019 年 3 月 25 日)



重大事故対応訓練（本社）



大規模災害連絡通報体制訓練（本社）

- ・ 車両火災を想定した消防訓練と救急救命訓練を実施

（2018年6月15日）



消防訓練



救命訓練

6. 内部監査の実施

安全に関する内部監査

当社における安全管理体制や事故防止の取組み状況など、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルが機能しているかを評価するため、内部監査員による内部監査を実施しました。

内部監査実施日

- (1) 経営管理部門 2019 年 3 月 26 日
(2) 現業部門 2019 年 3 月 26・28 日
1. 高野営業所
 2. 嵐山営業所
 3. 錦林営業所（京都市交通局管理受託）

主たる監査項目

重点監査項目

- (1) 経営管理部門
- ・ マネジメントレビューの実施状況
 - ・ 輸送の安全に関する継続的改善について
- (2) 現業部門
- ・ 運行管理業務全般
 - ・ 健康起因事故防止対策とドライブレコーダー活用の取組み状況

監査結果

- (1) 経営管理部門

指摘

- ・ ドライブレコーダーを活用した指導教育を計画的に実施し、より有効な対策と見直しを行い事故の削減に結びつけること。

評価

- ・ 経営トップや安全統括管理者が個人面談を行うなど現業部門と深く関与し、良好なコミュニケーションがはかられていた。



内部監査（社長）



内部監査（安全統括管理者）

(2) 現業部門

高野営業所・嵐山営業所・錦林営業所共通

指摘

- ・定められた乗務員の勤務時間及び乗務時間の基準を満たした乗務割が充分確保できていなかった。

評価

- ・運転士が参加する朝礼や業務引継ぎを通じ、職員への安全意識の浸透が根付いてきた。
- ・三営業所の情報共有がとれており、事故防止に役立っている。



内部監査（高野営業所）



内部監査（嵐山営業所）



内部監査（錦林営業所）

7. 安全管理規程及び安全統括管理者に係る情報

- (1) 安全管理規程 : 別紙『安全管理規程』参照
- (2) 安全統括管理者 : 取締役運輸部長 清水 克之

以上